八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、令和８年熊本地震（以下「地震」という。）により被害を受けた市内の被災者の生活上の困難の軽減に資するボランティア活動を支援することを目的として、当該活動を行うボランティア団体に対し、ふるさと納税制度を活用した資金調達の機会を提供し、予算の範囲内で八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、八代市補助金等交付規則（平成１７年八代市規則第１７０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象活動）

第２条　助成金の交付の対象となるボランティア活動（以下「助成対象活動」という。）は、地震に関する活動であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１）次のいずれかに該当する活動であること。

ア　住宅の敷地内等にある倒れたブロック又は倒れかけたブロックの撤去

イ　屋根の応急的な補修（応急的なブルーシート張り及びブルーシートの張り替えを含む。）

ウ　倒壊家屋等危険な住宅からの貴重品の取出し

エ　技術系団体その他の支援団体と被災者との間における支援調整

オ　被災した事業者等の生業再開等の支援

カ　交流の場づくり等の地域のコミュニティ支援

キ　その他被災者の生活上の困難の軽減に資すると認められる活動

（２）第５条の規定による認定申請の際、現に行っている活動であって、少なくとも令和９年３月３１日まで継続して行われるもの（週末での活動等により継続して行われるものを含む。）であること。

（３）八代市暴力団排除条例（平成２３年八代市条例第３２号）第２条第１号から第３号までに規定する者（以下「暴力団等」という。）が行う活動でないこと。

（助成対象経費）

第３条　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象活動の令和９年３月３１日までの実施に必要な費用とする。ただし、次に掲げる費用は、助成対象経費としない。

（１）人件費

（２）租税公課（消費税、公共料金等をいう。）

（３）第５条の規定による認定申請前に行った活動に係る費用

（４）その他市長が適当でないと認める費用

２　国、県その他の機関から助成対象活動に係る補助金等の交付を受けて

いる場合は、助成対象経費の合計額から当該補助金等の額を差し引くものとする。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、助成対象経費に相当する額とし、調達資金（ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。）により寄附を受ける資金をいう。以下同じ。）の額から当該寄附の返礼品に係る経費その他市長が定める額を差し引いた額を上限とする。

（助成対象活動の認定申請）

第５条　助成金の交付を受けようとするボランティア団体は、あらかじめ、当該団体が行う助成対象活動に係る市長の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

２　認定を受けようとするボランティア団体（以下「認定申請団体」という。）は、市長が定める期日までに、助成対象活動認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる

（１）役員等名簿（様式第２号）

（２）その他市長が必要と認める書類

（助成対象活動の認定等）

第６条　市長は、前条第２項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、助成対象活動認定（不認定）決定通知書（様式第３号）により当該認定申請団体に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により認定を決定する場合において、第１条に規定する目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（助成対象活動の変更等申請）

第７条　前条の規定により認定を受けたボランティア団体（以下「認定団体」という。）は、助成対象活動の内容を変更し、又は中止し、若しくは取り下げようとするときは、助成対象活動変更（中止・取下）申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（助成対象活動の変更等承認）

第８条　市長は、前条の規定による変更等申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、助成対象活動変更（中止・取下）承認（不承認）決定通知書（様式第５号）により当該認定団体に通知するものとする。

（認定の取消し）

第９条　市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
（２）認定団体が暴力団等であることが判明したとき。
（３）第１７条の規定により助成金の交付決定を取り消したとき。
（４）その他市長が認定を取り消すことが適当と認めるとき。
２　市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、助成対象活動認定取消通知書（様式第６号）により当該認定団体に通知するものとする。
（資金の調達）
第１０条　市長は、市が契約するふるさと納税のウェブサイトにおいて助成対象活動を掲載し、当該掲載の日から令和９年１月３１日までの期間において調達資金を募るものとする。
（助成金の交付申請）
第１１条　認定団体は、前条に規定する期間の終了後、八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金交付申請書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。
（１）事業計画書
（２）収支予算書
（３）その他市長が必要と認める書類
（助成金の交付決定）
第１２条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金交付（不交付）決定通知書（様式第８号）により当該認定団体に通知するものとする。
２　市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、第１条に規定する目的を達成するために必要な条件を付することができる。
（実績報告）
第１３条　前条の規定により助成金の交付決定を受けたボランティア団体（以下「交付決定団体」という。）は、令和９年４月３０日までに、八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金実績報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。
（１）事業報告書
（２）収支決算書
（３）助成対象活動の実施状況が分かる書類
（４）その他市長が必要と認める書類
（助成金の額の確定）
第１４条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容

を審査し、助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金交付確定通知書（様式第１０号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

（交付請求等）

第１５条　前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金交付請求書（様式第１１号）により市長に助成金の交付を請求しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定団体に助成金を交付するものとする。

（概算払による交付）

第１６条　市長は、必要があると認めるときは、第１２条の規定により決定した助成金の額の範囲内において概算払をすることができる。

２　交付決定団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金概算払請求書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、概算払により助成金を交付した場合において、概算払により交付した助成金の額が第１４条の規定により確定した助成金の額を超えるときは、その超える額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し等）

第１７条　市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（２）助成金を助成対象活動以外の用途に使用したとき。

（３）助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４）その他市長が助成金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、八代市令和８年熊本地震ボランティア活動助成金交付決定取消通知書（様式第１３号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

３　第１項の規定により助成金の返還を命じられた交付決定団体は、前項の規定による通知を受けた日から起算して２０日以内に助成金を返還しなければならない。

（その他）

第１８条　この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和９年５月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１７条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。